



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



令和元年 7 月 31 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ  
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一  
(コード番号 8925 東証二部)  
問合せ先 執行役員社長室長 荻坂昌次郎  
(TEL 03-5367-2001)

## A種優先株式およびE種優先株式の取得および消却に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 16 日付「A種優先株式およびE種優先株式の取得方針に関するお知らせ」において、今期中にA種優先株式およびE種優先株式を法令上可能な範囲内で取得する方針であることをお知らせいたしました。本日開催の取締役会において下記のとおり、A種優先株式およびE種優先株式の全部について、当社定款に規定する取得条項に基づき取得すること、ならびに、会社法第 178 条に基づき当該取得した株式の消却を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. A種優先株式およびE種優先株式の取得について

当社は、本日開催の取締役会において、残存するA種優先株式およびE種優先株式の全てを以下の要領で取得し、消却することを決議いたしました。

#### 2. 取得の理由

事業再生ADR手続の成立に伴い発行した各種優先株式のうち、残存しているA種優先株式およびE種優先株式を全て取得、消却することにより、潜在株式を減少させ株式の希薄化を抑えるとともに、優先株式の配当負担を減少させるなどの資本政策の健全化を図っていくためであります。

#### 3. 取得の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 取得株式の種類   | 当社A種優先株式および当社E種優先株式                        |
| (2) 取得する株式の総数 | A種優先株式 2,674株<br>E種優先株式 138,822株           |
| (3) 強制償還価額    | A種優先株式 1株につき300,000円<br>E種優先株式 1株につき3,704円 |
| (4) 強制償還日     | 令和元年7月31日                                  |
| (5) 金銭の交付日    | 令和元年7月31日                                  |

#### 4. 消却の内容

- (1) 消却株式の種類 当社A種優先株式および当社E種優先株式
- (2) 消却する株式の総数 A種優先株式 2,674株  
E種優先株式 138,822株
- (3) 消却日 令和元年7月31日

#### 5. 今後の見通し

上記により、当社が事業再生ADR手続の成立に伴い発行した優先株式のうち残存するA種優先株式2,674株（普通株式転換後の潜在株式数は3,177,016株）およびE種優先株式138,822株（普通株式転換後の潜在株式数は2,036,420株）がすべて消却されることとなります。

（参考）A種優先株式およびE種優先株式を金銭により取得・消却した場合の株式の状況

	消却前	消却後	増減
発行済株式総数	337,375,655株	337,234,159株	△141,496株
普通株式	337,234,159株	337,234,159株	0株
A種優先株式	2,674株（3,177,016株）	0株	△2,674株
E種優先株式	138,822株（2,036,420株）	0株	△138,822株

（注1）消却前の（ ）内の株式数はA種優先株式、E種優先株式の潜在株式（転換後の普通株式数）を記載しております。

（注2）優先株式の消却後は当然ながら優先株式に係る配当金はなくなります。

以上